

## 公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

### 記

#### 1. 公募に付する事項

東海財務局所管合同宿舎における自動車保管場所の一部区画を「カーシェアリング事業」として使用する事業者の募集

所在地	住宅名	駐車区画
名古屋市千種区北千種二丁目107番1外 (住居表示:名古屋市千種区北千種二丁目1番43号)	萱場住宅	1区画

#### 2. 使用許可期間

令和8年8月1日から令和10年3月31日

#### 3. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。なお、詳細については交付する公募要項に明記する。
- (6) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条、同法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ている者で、カーシェアリング事業(又はこれに類する自動車貸渡事業)の運営実績を5年以上有すること。
- (7) 複数拠点において継続的なサービス提供実績を有すること。
- (8) 24時間無人での貸渡及び返却が可能な体制を有すること。
- (9) 十分な車両管理・保守体制を有すること。
- (10) 事故、故障、苦情等への対応体制(コールセンター等)を有すること(事故・故障その他のトラブルについては、事業者の責任において対応)。
- (11) 下記5の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

#### 4. 設置車種

- (1) 車種については、「電動車等」(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。)に限定する。
- (2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の13-1自動車①乗用車に該当すること。
- (3) 車両保険に加入していること。

## 5. 応募申込

公募に参加を希望する者は、公募要項及び申込書類を下記「(2)受付場所」から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

### (1) 申込方法

持参若しくは郵便(特定記録郵便等記録の残るものに限る)による。

### (2) 受付場所

東海財務局管財部統括国有財産管理官(第3統括部門)  
〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号  
(TEL 052-951-2699)

### (3) 受付期間

令和8年6月8日(月)～令和8年6月23日(火)  
9時～12時、13時～17時(土曜、日曜を除く平日のみとする)  
(受付は、持参の場合は17時まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。)

## 6. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和8年6月8日

財務省東海財務局長 吉田昭彦